2025年9月27日

令和７－１４

ＡがＢに対しＡ所有の甲土地に抵当権を設定し，その旨の登記がされた場合におけるＢの抵当権の消滅に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. 14］）

ア．Ｂの抵当権の被担保債権の債務者Ｃが甲土地の所有権を時効により取得したときは，Ｂの抵当権は，消滅する。

イ．Ａから甲土地を買い受けたＤが，Ｂからの請求に応じてＢにその代価を弁済したときは，Ｂの抵当権は，Ｄのために消滅する。

ウ．Ａから甲土地を買い受けたＥは，抵当権の実行としての競売による差押えの効力が生じた後であっても，Ｂに対し，抵当権消滅請求をすることができる。

エ．Ａは，Ｂに対し，相当の担保を供してＢの抵当権の消滅を請求することができない。

オ．甲土地について第一順位のＢの抵当権のほかに第二順位のＦの抵当権が設定されていた場合において，ＢがＡから甲土地の所有権を取得したときは，Ｂの抵当権は，消滅する。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　×

３９７条

第三者の場合，抵当権者は，担保価値を守るため取得時効完成を，うせぐべく，妨害排除できる。一方で，債務者，抵当権設定者の場合，そのような手続は難しいと思われる。債務者や抵当権設定者の占有を抵当権者は，認めているから。じたがって，取得時効が成立すると抵当権者が害される。抵当権は消滅しない。

被担保債権と同時でないと，消滅しない。３９６条

肢イ　○

３７８条

代価弁済，第三取得者が，抵当権者からの請求に応じて，支払った場合，抵当権は消滅する。抵当不動産の第三取得者を保護する制度。

肢ウ　×

抵当権は，すでに実行されている。消滅請求できない。実行される前に行わないと意味がない。

肢エ　○

約定担保，交換価値把握している。一方的に，担保を変えることは，取引上，許容でき

ない。留置権と比較。

肢オ　×

混同の対象外，第１順位の抵当権が残っていることに意味がある場合，例外となる。

令和７－１５

根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.15］）

ア．根抵当権の担保すべき債権の範囲には，当事者の合意により，特定の継続的取引契約から生ずる債権に加えて，設定時に現に発生している特定の債権を含めることができる。

イ．元本の確定前において，根抵当権の担保すべき債権の範囲に含まれる現に発生している債権について全て弁済をして債務者に対する求償権を取得した第三者は，弁済による代位によって，その根抵当権を行使することができる。

ウ．根抵当権者は，確定した元本並びに利息その他の定期金及び遅延損害金を通算した最後の２年分についてのみ，その根抵当権を行使することができる。

エ．元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは，その根抵当権の設定者である物上保証人は，極度額に相当する額を根抵当権者に払い渡して，その根抵当権の消滅請求をすることができる。

オ．元本の確定前においても，根抵当権者は，先順位の抵当権者からその順位の放棄を受けることができる。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　３

肢ア

根抵当権設定の際に，このような合意はできる。

今あるものも含めて担保設定できれば，経済的に有利である。

通常の抵当権だと流用できない。そこで，経済的な必要性から根抵当権という制度が生まれている。

肢イ

確定前は，弁済しても，根抵当権を取得しない。通常，担保権は，原債権と共に移転する随伴性があるが，確定前の根抵当権にはない。

肢ウ

極度額まで，膨らむ。通常の抵当権のように２年に限られない（３７５条)。無限定に広がると，後順位が害されるから。根抵当の場合，そのような状況にない。

もっとも，確定後，減額請求はできる。

肢エ　３９８条の２２

極度額を支払って消滅請求できる。

もともと，極度額を超えた分は無担保。責任は，極度額までを想定。支払った以上，物上保証人を保護すべき。

肢オ

放棄をうけることはできる。

取引上，必要性があれば，放棄を受けることも認めるべき。

令和７－１６

ＡがＢからＢ所有の動産を目的とする譲渡担保権の設定を受けた場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.16］）

ア．ＡがＢから構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保権の設定を受け，占有改定の方法により引渡しを受けた場合において，Ｂが譲渡担保権の設定について悪意のＣに対し集合動産を構成する甲動産を通常の営業の範囲内で売却したときは，Ｃが承継取得する甲動産の所有権は，Ａの譲渡担保権による拘束を受ける。

イ．ＡがＢから構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保権の設定を受け，占有改定の方法により引渡しを受けた後に，ＢがＤから代金完済まで所有権をＤに留保する旨を特約した売買契約により乙動産を買い受けた。乙動産がＢに引き渡されて集合動産を構成するに至ったときは，Ａは，乙動産の代金が完済されていなくても，乙動産について譲渡担保権の効力を主張することができる。

ウ．Ａの譲渡担保権が個別の丙動産を目的とする場合において，丙動産が滅失したときは，Ａは，Ｂが通常の営業を継続しているかどうかにかかわらず，丙動産の滅失による損害を填補するためにＢに支払われる損害保険金の請求権に対して物上代位権を行使することができる。

エ．Ａの譲渡担保権が個別の丁動産を目的とする場合において，Ｂの一般債権者が丁動産を差し押さえたときは，Ａは，特段の事情がない限り，第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる。

オ．ＡがＢから個別の戊動産を目的とする譲渡担保権の設定を受け，占有改定の方法による引渡しを受けた後に，ＥがＢから戊動産につき二重に譲渡担保権の設定を受け，占有改定の方法による引渡しを受けた。この場合に，Ｅは，その譲渡担保権の被担保債権について不履行があったとしても，Ｂに対し，私的実行の権限に基づいて戊動産の引渡しを請求することができない。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　１

肢ア

集合譲渡担保，営業の範囲であれば，設定者の取引を容認することが想定。

悪意であっても，営業の範囲で売却すれば，相手方は所有権を取得する。

肢イ

集合譲渡担保と，所有権留保の競合。仕入れ，販売者を優先する。

通常の営業内で行うことは想定されている。D を保護すべき。

A は他からでも取れる。

肢ウ

通常の譲渡担保の場合は，物上代位できる。交換価値を把握。代位できる。

なお，集合譲渡担保の場合できない。営業が続いている場合，持っていかれると営業ができなくなるから。

肢エ

譲渡担保設定。一般債権者Bが，差し押さえた場合，不許を求められる。

担保物権，優先。所有権が形式的にA移転，債務者Bの責任財産ではない。

肢オ

Eは，担保権を取得できない。

占有改定で，引渡し。Bに処分権ない。（１７６条）

Eは占有改定，即時取得もない。無権利。

引渡し請求できない。